

## 第2章

## 農業農村整備の基本方針

県は、魅力ある産業として発展し続ける力強い「農業」を実現するため、「農業の収益性向上を図る生産基盤整備」と「持続的な農業用水の安定供給」に係る施策を実施します。また、県民の暮らしを支える活力ある「農村」を実現するため、「魅力ある農村の構築」と「地域資源を活かした中山間地域の振興」に取り組みます。

これら「力強い『農業』」と「活力ある『農村』」を実現するためには、安全な環境で安心して暮らせる農村でなければなりません。このため、「安全安心な農村づくり」に必要な施策を推進し、「豊かで成長し続ける安全安心な農業・農村づくり」を目指します。

## 豊かで成長し続ける安全安心な農業・農村づくり

